

議員提出議案第 1 号

福岡市議会事務局条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月28日

福岡市議会
議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

津田信太郎

古川清文

福田まもる

浜崎太郎

熊谷敦子

田中丈太郎

大森一馬

今林ひであき

山口剛司

とみなが正博

倉元達朗

稲員稔夫

阿部真之助

大石修二

森あや子

近藤里美

理由

この条例案を提出したのは、議会事務局の機構整備に伴い、事務局職員の定数を改める必要があるによる。

福岡市議会事務局条例の一部を改正する条例

福岡市議会事務局条例（昭和33年福岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。
第3条中「41人」を「40人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。